

特別支援教育にかかわる 学習評価の現状と改善の課題

聖徳大学

河村 久

特別支援教育の制度的枠組と 教育課程編成の概要

幼	小・中学校		高	特別支援学校				
	通常 学級	特別支援 学級		視	聴	肢	病	知
個々の幼児の障害の状態などに応じて指導内容や指導方法を工夫	通常の 学級	通級	各教科・科目等の選択、内容の取扱いなどに必要な配慮。個々の生徒の障害の状態等に応じて指導内容や指導方法を工夫	目標・内容は幼小中高に準じて編成(自立活動を特設)				各教科の目標・内容を独自に示す。
		特別の教育課程を編成できる(自立活動の指導等)		特別の教育課程を編成できる(特別支援学校の教育課程を参考に)	教育課程編成の特例	目標、内容の一部欠	各教科、道徳、特別活動、自立活動の全部又は一部を合わせた指導等の特例あり	
	個々の児童生徒の障害の状態などに応じて指導内容や指導方法を工夫	特別の教育課程を編成できる(自立活動の指導等)		特別の教育課程を編成できる(特別支援学校の教育課程を参考に)		下学年、下学部適用		
						知的障害の教科で代替		
					自立活動を主とした指導			
			訪問教育、通信教育による場合の特例					

障害のある児童生徒の評価

(平成12年教育課程審議会答申)

障害のある児童生徒については、一人一人の障害の状態等を十分把握した上で、それぞれに応じた指導の目標の設定、指導内容・方法の工夫を進め、児童生徒が持てる力を発揮して学習活動に取り組む状況などをきめ細かく評価し、指導に生かすことが重要である。

また、自立し社会参加する力を培うためには、障害の状態や学習状況に関する情報が指導にかかわる教員間で共有され、組織的・継続的に指導が行われる必要がある。このため、それらの情報を学年等を超えて引き継ぎ、一貫した指導が行われるようにすることが大切である。

特別支援学校の指導要録

(平成12年教育課程審議会・改善の基本方針)

盲・聾・養護学校の指導要録については、児童生徒の障害の状態等に応じた指導の目標の実現状況の評価や個人内評価を重視することとし、

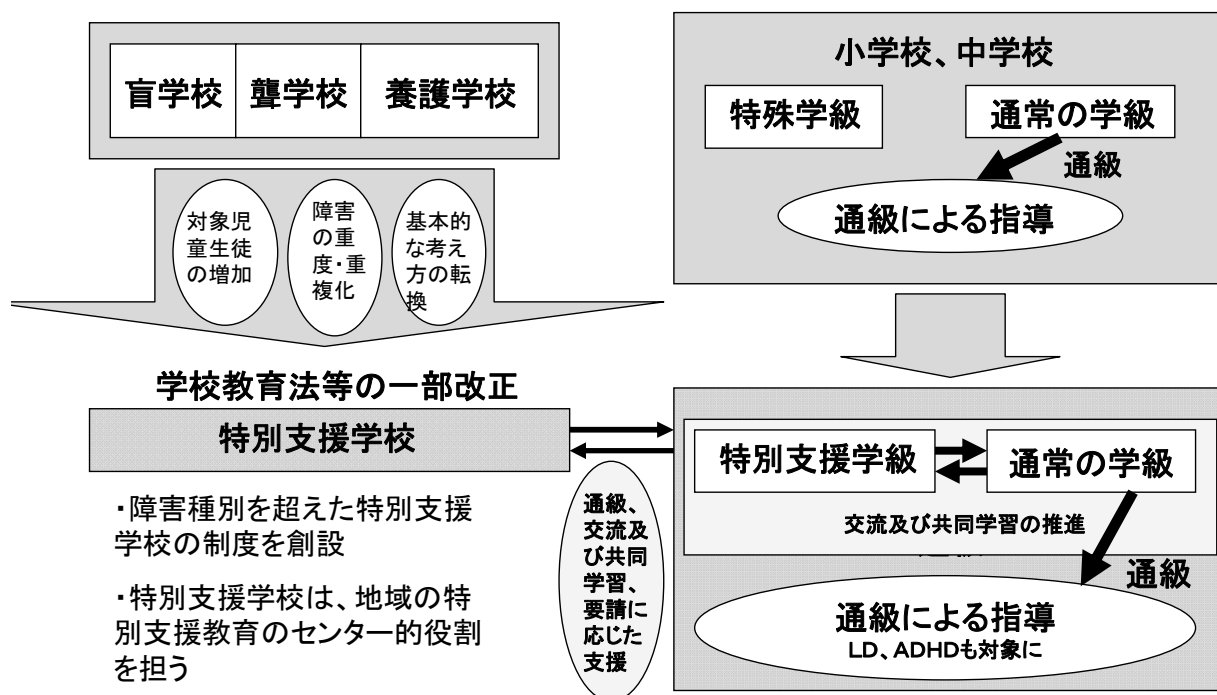
- ①「自立活動」の欄の設定、
- ②個別の指導計画を踏まえた評価の推進、
- ③教育課程や学習指導の状況及び障害の重度・重複化や多様化等に応じた適切な記録の充実などの改善を図ることとする。

特別支援学級の指導要録、通級による指導を受けている場合の記録

(平成12年教育課程審議会答申)

- 小・中学校の特殊学級の児童生徒の指導要録については、特に必要がある場合には、盲・聾・養護学校の指導要録に準じて作成することが適当である。
- 通級による指導を受けている児童生徒については、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や成果等を記録することが適当である。

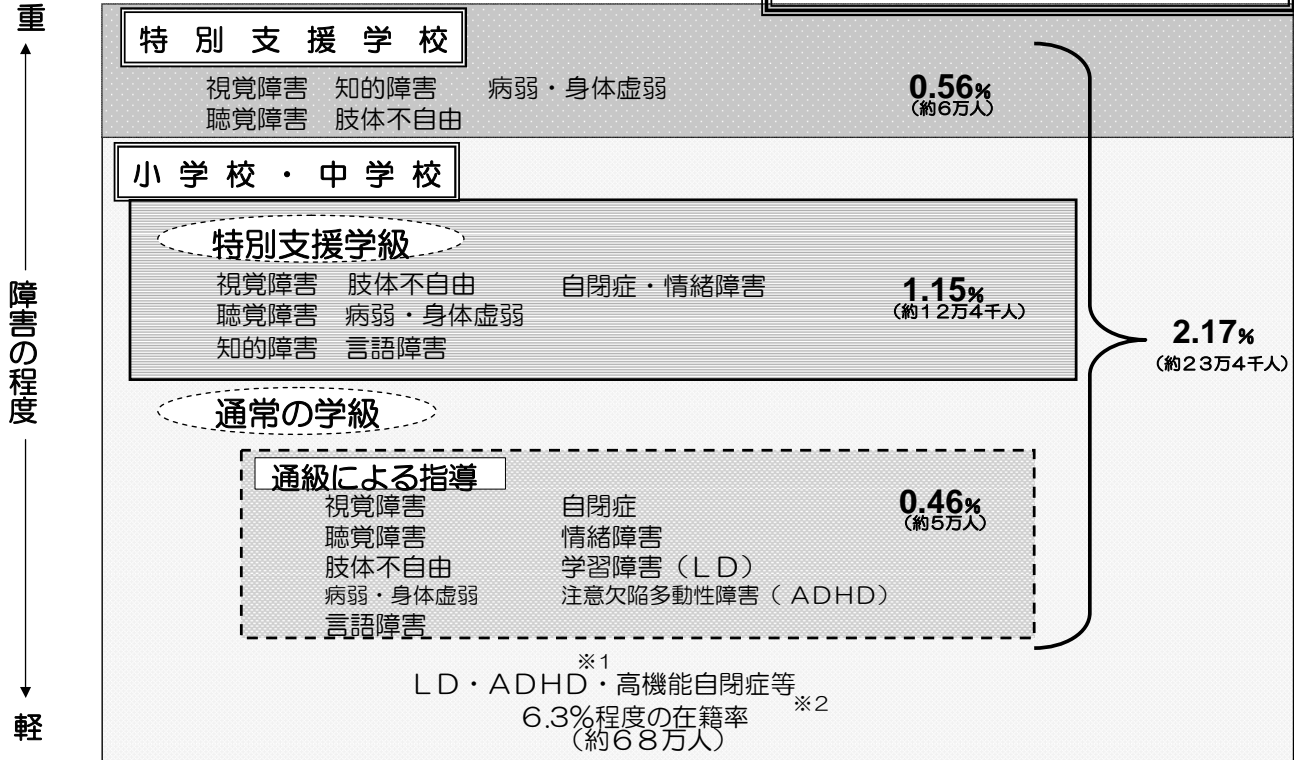
特別支援教育に係る制度改正



特別支援教育の対象の概念図

〔義務教育段階〕

義務教育段階の全児童生徒数 1079万人



※1 LD (Learning Disabilities) : 学習障害

ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害

※2 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

(※2を除く数値は平成20年5月1日現在)

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実

2. 主な改善事項

障害の重度・重複化、多様化への対応

- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
- 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

一人一人に応じた指導の充実

- 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、すべての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校(知的障害)における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

発達障害の特性と学習評価 を行う際の課題 1

発達障害とは？

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であり、その症状が通常、小学校の低学年など低年齢において発現するものをいう。その中で、LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群については、文部科学省で次のように定義している。

LD(学習障害)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に困難を示すもの

ADHD(注意欠陥多動性障害)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

高機能自閉症

3歳位までに現れ、
①他人と社会的関係の形成の困難さ、
②言葉の発達の遅れ、
③興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの

アスペルガー症候群

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の遅れを伴わないもの

発達障害の特性と学習評価 を行う際の課題 2

- **LD**: 学習への意欲はあっても、文字の読み取りや書字、計算などに困難があるため、学習の遂行につまずきを起こしやすい。
- **ADHD**: 注意集中の持続が困難な場合、周囲の音声や視覚的な刺激に反応しやすく、集中が妨げられやすい。また、衝動性が高い場合など、友人とのトラブルになりやすい。
- **高機能自閉症、アスペルガー症候群**: グループワークなど友人と協調して行う学習が難しいほか、興味・関心の偏りや狭さがあるため、優れた能力をもっているにもかかわらずそれが発揮しにくい。

発達障害の特性と学習評価 を行う際の課題 3

- 発達障害の児童生徒は、潜在する能力とその能力が適切に発揮できない現実とのギャップに悩み、内面での葛藤が大きい。
- このことに対して正しい理解と適切な支援が得られない場合、自己肯定感・自己評価の低下を招き、二次的な障害を起こすことがある。
→不登校、いじめ、非行など
- 児童生徒がもつ潜在的な能力を引き出す指導や支援の工夫とともに、本人の努力が正当に認められるような評価が求められる。

学習評価改善の検討課題 —特別支援学校 1—

1. 個別の指導計画を踏まえた評価とすること

○「個別の指導計画」の作成が在籍する全児童生徒に対し、各教科等の全体について義務化されたことに伴い、個別に目標を設定し、個別の指導計画を踏まえた評価とすることを明確にする必要がある。また、実践を踏まえた評価を行い、指導の改善に生かすべきことを明確にする必要がある。(自立活動の評価、重複障害者の評価についても同様)

2. 個別の教育支援計画の活用

○「個別の教育支援計画」の作成により、学校種を超えた指導・支援の継続性を確保することについて明確にする必要がある。

学習評価改善の検討課題 —特別支援学校 2—

3. 指導要録の改善について

- 特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱)の各教科等の評価の観点、評価規準等については、幼稚園、小・中・高等学校に準ずる。ただし、障害の状態により学習が困難な内容等については個別の指導計画を踏まえて配慮する。
- 特別支援学校(知的障害)については、各教科の目標、内容が独自に示されており、一人一人の児童生徒の実態に応じた指導内容を設定することとなっている。このため、各教科等の目標、内容に照らし、具体的に設定した指導内容や、目標への到達の程度、習得の状況などを、教育課程や実際の学習状況を考慮して適宜区分して記入することとする。(従来からの規定を踏襲)

学習評価改善の検討課題 —特別支援学校 3—

4. 重複障害等の児童生徒の評価

- 各教科等を合わせた指導を行った場合、学習指導要領の規定に基づき重複障害者等に関する特例を適用した場合には、指導要録は必要に応じて様式等を工夫して、その状況を記入すること。(従来からの規定を踏襲)

学習評価改善の検討課題

—特別支援学級及び通級による指導—

1. 特別支援学級

○特に必要がある場合には、該当する障害種別の特別支援学校の指導要録に準じて指導要録を作成することとなっていることから、特別支援学校に準じた見直しを行う必要がある。

2. 通級による指導を受けている場合

○指導要録については、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を[総合所見及び指導上参考となる諸事項]の欄に記入することとなっている。

○通級による指導を実施する通級指導教室等との連絡・連携を緊密にして指導・評価に生かすべきことを明確にしたい。

学習評価改善の検討課題

—通常の学級において発達障害等の 児童生徒への評価を行う場合1—

1. 小・中学校、高等学校における学習評価

○日常の学習活動の遂行状況を学習の過程や学習への参加・取組状況に着目して、観察、ノート、発言状況、作品などの方法で多面的に評価する。その際、障害のある児童生徒の学び方には違いがある場合があることに留意する。

○試験等で、いわゆるペーパーテストを行う際には、障害の状態等に応じた配慮を行うよう検討する必要がある。例えば、読字障害や書字障害などがある場合には、拡大版の試験用紙の提供、試験時間の延長、パソコンの利用による解答許可など実態に応じて検討する。

○弱視、難聴、肢体不自由、病弱・虚弱などの児童生徒の場合には、その障害の状態に応じて、実技や実習を伴う学習活動への参加について、十分な配慮を要する。

○個別の指導計画を作成して指導に当たっている場合には、個別の指導計画に基づいてその目標がどのように遂行できたのか個人内評価も取り入れる。また、教師間の連携や引継ぎに十分留意する。

学習評価改善の検討課題

一通常の学級において発達障害等の 児童生徒への評価を行う場合2一

2. 指導要録の改善

○個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成した場合に、それらの引継ぎが確実に行われるようにするため、[総合所見及び指導上参考となる諸事項]の欄などに、作成した事実の記載が必要ではないか検討する必要がある。

3. 保護者との連携

○個別の指導計画を作成する際には、保護者の理解・協力を得るよう十分配慮する必要があるが、その評価についても、個別面談等を機会を通じて説明を行うなど、家庭と連携した指導・支援が充実するよう努めることなど、その方策について検討する必要がある。